

**⑱花と緑のまちなみコンテストの応募者を募集します**

笠間市民憲章推進協議会 健康都市づくり実践活動委員会では、花と緑のある美しいまちづくりを推進するため、市内の家庭や街の中の花と緑を題材とした写真を募集し、コンテストを実施します。

**対象** 市内在住の個人、または市内に事務所を有する団体等

**応募条件**

参加者自ら花壇等の植込み管理一切を行っていることを条件とします。

形式は花壇、室外のフラワーポット、ハンギングバスケット等、「花と緑」にある程度まとまりのあるものであれば参加できます。グリーンカーテンについても対象とします。花壇等の設置そのものを業とする場合は対象外とします。

**部門** ①個人部門 ②団体・企業部門

**審査・賞品** 審査発表は10月に行います。目的部門別に最優秀賞、優秀賞、参加賞があります。最優秀賞には5,000円の商品券、優秀賞には3,000円の商品券を用意しています。※ご応募いただいた方全員に参加賞を差し上げます。

**応募方法** 応募用紙に必要事項を記入し、カラー写真を添えて、窓口へ直接お申し込みください。  
[写真の枚数] 2枚以上5枚以内(遠景および近景の写真)  
[写真のサイズ] L版または2L

※A4用紙にプリントアウトしたもので構いません。

**申込期限** 9月18日(金) 必着

**申・問** 笠間市民憲章推進協議会事務局(市民活動課内 内線132・133)



**⑳ストップ!地球温暖化「いばらき緑のカーテンコンテスト」の参加者を募集します**

環境保全茨城県民会議では、皆さんに「緑のカーテンづくり」に取り組んでいただくきっかけとして、コンテストを実施します。夏(6月から9月まで)の間に育てた「緑のカーテン」の写真等をお送りください。ご家族やグループでの参加も大歓迎です。ぜひご応募ください。

**応募方法** 応募用紙に、連絡先、植物の種類、生育状況や効果などについて記入のうえ、写真と合わせてメールまたは郵送でお送りください。

※写真は、カラー写真2枚(2Lサイズ)、遠景写真(全体が入る写真)と近景写真各1枚を用意してください。メールの場合は1MB以下でお願いします。

**申込期限** 9月30日(水)

**その他** ・優秀な取組みについては、賞状および記念品をプレゼントします  
・緑のカーテン用の種子(ゴーヤ等)は環境保全課、各支所地域課でお配りしています。(数に限りがあります)

**申・問** 環境保全茨城県民会議事務局 Tel 029-301-6118  
〒310-8555 水戸市笠原町978-6 茨城県環境政策課内  
メール info@ecodane.jp



**④7月12日(日)水戸ホーリーホック ホームゲームのメインスタンド席に無料招待します**

市では、水戸ホーリーホックのホームタウンの一つとして「FC水戸ホーリーホック」を応援しています。

7月12日(日)を「笠間市の日」と題し、J2公式戦「水戸ホーリーホック VS アビスパ福岡」に、市内在住・在学の方をメインスタンド席に無料招待します。

メインスタンドを笠間市民で埋め尽くし、ホーリーホックに熱い声援を送りましょう!

**【試合の概要】**

**日時** 7月12日(日) 午後6時キックオフ

**会場** ケーズデンキスタジアム水戸(水戸市小吹町2058-1)

**対戦相手** アビスパ福岡

**【チケットの配布方法】**

**日時** 試合当日(7月12日)の午後3時から配布

**配布場所** ケーズデンキスタジアム水戸 メインスタンド入場口付近の特設テント「笠間市民チケット交換所」

**座席種別** メインスタンド席(エリア指定)

※希望者多数の場合、ゴール裏(芝生席)になる場合もあります。

**持ち物** 市内在住・在学であることが確認できるもの

(大人:運転免許証等、小中学生:学校の名札等)

**問** スポーツ振興課(内線392)

**⑤皆さんのご意見をお聞かせください~パブリック・コメント手続制度~**

「笠間市個人情報保護条例の改正(案)」について、パブリック・コメントを行います。皆さんのご意見・ご提案をお聞かせください。「パブリック・コメント手続制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させるという制度です。実施期間中は笠間市ホームページ、笠間市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。

ホームページ <http://www.city.kasama.lg.jp/> (「パブリックコメント」で検索)

**案件名** 笠間市個人情報保護条例の改正(案)

**案の趣旨**

平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という)が公布され、平成27年10月から国民一人ひとりに「個人番号」が付されることとなりました。この「個人番号」の取扱いについて、番号法では「地方公共団体は、その保有する個人番号を含む個人情報(特定個人情報)を適正に取り扱い、必要な措置を講じなければならない」と定めています。このため、特定個人情報の取扱い等について、番号法に対応した条例の改正を行う必要があることから改正しようとするものです。

**意見の提出方法** 氏名、住所を明記のうえ、総務課に直接または郵送、FAX、メールで提出してください(書式自由)。

※いただいたご意見は、市からの回答とともに笠間市ホームページに掲載させていただきます。

**募集期間** 6月25日(木)~7月15日(水) 全21日間

**提出先・問** 総務課(内線209) 〒309-1792 笠間市中央3-2-1  
FAX 0296-78-0612 メール info@city.kasama.lg.jp

広報紙は笠間市ホームページでもご覧になれます。  
<http://www.city.kasama.lg.jp/>